

競争的研究費に係る不正防止計画

神奈川リハビリテーション病院 研究部

2021 年 6 月 1 日制定

改訂履歴

2024 年 12 月 26 日改正 誓約書 構成員向け、取引業者向けの内容整理

<目次>

I 責任体制

1. 最高管理責任者
2. 統括管理責任者
3. コンプライアンス推進責任者
4. 不正防止計画推進部署

II コンプライアンス教育

1. コンプライアンス教育
2. 誓約書

III 研究費不正の調査体制

1. 公益通報の取扱
2. 内部調査委員会
3. 調査結果の報告
4. 措置及び処分等

IV 研究費の適正な運営・管理活動

1. 発注業務
2. 検収業務
3. 旅費の事実確認
4. 謝金の事実確認
5. 科研費の使用状況確認
6. 決裁手続き
7. モニタリング（内部監査）

I 責任体制

1 最高管理責任者

- (1) 組織全体を統括し、競争的研究費の管理・運営について最高責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)を置く。
- (2) 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費の運営・管理が行えるよう、適切に指導力を発揮するものとする。

2 統括管理責任者

- (1) 最高管理責任者を補佐し、競争的研究費の管理・運営について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下「統括管理責任者」という。)を置く。
- (2) 統括管理責任者は、不正防止対策を統括する責任者として、具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

3 コンプライアンス推進責任者

- (1) 競争的研究費の管理・運営及びコンプライアンス教育について実質的な責任と権限を持つ者(以下「コンプライアンス推進責任者」という。)を置く。
- (2) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる任務を行うものとする。
 - ① 当該部門における不正防止対策の実施並びに実施状況の確認及び統括管理責任者への報告
 - ② 不正防止を目的とした、当該部門における全ての構成員に対するコンプライアンス教育の実施及び受講状況の管理監督
 - ③ 当該部門の構成員を対象とした、競争的研究費の管理・執行等に関するモニタリング及び改善指導

4 不正防止計画推進部署

競争的研究費に関する不正防止計画推進部署は、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団における科学研究費助成事業の研究実施要綱(以下「科研費の研究実施要綱」という)第9条第2項に定める部門とし、競争的資金等に関する実態を把握・検証し、関係部署と協力して不正発生要因に対する改善策を講じるなど、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 適切なチェック体制の構築及びルールの一統に關すること
- (2) 不正防止計画を実行するためのガイドラインの策定に關すること

- (3)法令及びガイドライン等の浸透を諮るための方策に関すること
- (4)その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること

Ⅱ コンプライアンス教育

1 コンプライアンス教育

- (1) コンプライアンス推進責任者の責任の下、競争的研究費の運営及び管理に関わる全ての職員に対して、コンプライアンス教育を実施する。
- (2) 競争的研究費の管理及び運営に関わる事務職員も、コンプライアンス教育の対象とする。

2 誓約書

- (1) 構成員は、競争的研究費を運営・管理し研究を行う場合は、誓約書を提出しなければならない。
- (2) 構成員と取引業者との癒着による競争的研究費の不正使用を防止するため、一定以上の取引実績のある取引業者に対し誓約書の提出を求めるものとする。
- (3) 誓約書の内容は次の内容を含むこと
 - ・ 事業団の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
 - ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
 - ・ 万が一、不正が認められた場合は、事業団・配分機関の処分及び法的責任を負い、取引業者にあつては取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
 - ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合は通報すること

Ⅲ 研究費不正の調査体制

- 1 公益通報の取扱
- 2 内部調査委員会
- 3 調査結果の報告
- 4 措置及び処分等

不正防止要綱第3章から第7章の規定に基づき行うものとする。

Ⅳ 研究費の適正な運営・管理活動

研究費の適正な運営・管理活動においては、科研費の研究実施要綱に基づき手続きを行う。

1 発注業務

科研費の研究実施要綱第 8 条第 2 項に基づき実施する。

2 検収業務

科研費の研究実施要綱第 8 条第 3 項に基づき実施する。

3 旅費の事実確認

科研費の研究実施要綱第 8 条第 4 項に基づき実施する。

4 科研費の使用状況確認

預け金及びプール金等の発生防止の観点から、病院管理課より研究者に対し研究費支出状況や今後の見込みなどを調査し、状況に応じて繰越制度等の相談を受け付ける。

5 決裁手続き

競争的研究費に係る支出決議書の決裁は、財務規程第 17 条に基づく予算管理者とし、規定に基づき病院管理課長の承認が無いと支出を許可しない。

6 モニタリング（内部監査）

(1) 病院管理課及び研究部主幹は、科研費実施要綱第 9 条に基づき不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して監査を実施する。

(2) 通常監査（書類監査）を実施した補助事業の概ね 10%について、特別監査（書類監査及びヒアリング（(実際の助成金の使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認等を含めた監査)）を実施する。

誓約書

当社は、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団神奈川県リハビリテーション病院研究部との科学研究費助成事業等の競争的研究費を活用した取引にあたり、次の各項目について誓約します。

- ・ 貴事業団の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・ 万が一、不正が認められた場合は、事業団・配分機関の処分及び法的責任を負い、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合は通報すること

(以上)

年 月 日

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
理事長 様

(住所)

(社名)

(代表者 職・氏名)

誓約書

私は、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団神奈川県総合リハビリテーション病院研究部における科学研究費助成事業等の競争的研究費を活用した研究にあたり、次の各項目について誓約します。

- ・ 事業団の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・ 万が一、不正が認められた場合は、事業団・配分機関の処分及び法的責任を負うなど、いかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合は通報すること

(以上)

年 月 日

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
理事長 様

(住所)

(職・氏名)